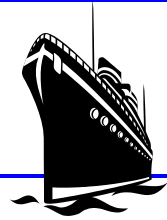


## MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine\_navi/)



## 台風・集中豪雨による港湾での貨物損害の危険負担と賠償責任について

台風・集中豪雨等の自然災害は近年、世界的に増加傾向にあります。我が国においても昨年、一昨年と台風・集中豪雨が相次ぎ、風水災による甚大な被害をもたらしました。

本稿では、これら風水災時における貨物損害の危険負担と賠償責任および今後の備えにつきご案内します。

### 1. 天災による受託貨物の損害は原則として受託者免責

西日本を中心に襲来した平成30年7月豪雨や同年9月の台風第21号、令和元年の台風第15号、台風第19号など、近年、台風や集中豪雨による甚大な被害が相次いで発生しています。これらにより、物流業者が受託する貨物に損害が発生した場合、国際海上物品運送法・標準貨物自動車運送約款・港湾運送約款・標準倉庫寄託約款等では天災は免責事由に該当しますので、これらの被害が天災に該当する場合は基本的に物流業者（受託者）は賠償責任を負担しません（モントリオール条約が適用される国際航空輸送を除く）。

<平成30年 台風第21号における神戸港の状況>



### 2. 過去の賠償事例から荷主・物流業者間でトラブルが生じるケースも

しかしながら近年の風水災被害においては、その損害賠償を巡る荷主／物流業者間でのトラブルが散見されています。これは、それぞれの風水災被害が天災に該当するか？という問題に加え、荷主との軋轢を懸念した物流業者が過去に一部の風水災で賠償に応じていたケースも一因と考えられます。つまり、これまでやむなく賠償に応じていた物流業者も近年の高額な風水災被害には対応することが困難となり、約款に基づき免責を主張した結果、荷主との間にトラブルが生じてしまうというものです。

### 3. 出／受荷主間での危険負担の認識違いもトラブルの原因に

近年相次いだ台風では物流業者の上屋・コンテナヤードに保管中の貨物が強風・高潮により大きな被害を受け、危険負担につき出／受荷主でのトラブルも発生しました。例えば、FOB条件が適用された航空輸出貨物においては、出荷主から受荷主への危険負担の移転時期につき出／受荷主間で見解が分かれるケースがありました。これは本来航空機輸送に適さないFOB条件を慣習的に使用したことで、出荷主は自らの危険負担は物流業者渡しまでと認識していたものの、受荷主（およびその保険会社）から航空機積込時点までと主張され、出荷主が思わぬ負担を強いられた事例です。

#### 4. 貨物保険での風水災の取扱い

オール・リスク条件では、台風・集中豪雨といった風水災による損害は免責事項には該当せず、補償の対象となることが一般的です。

ただし、物流業者が受託する貨物が風水災により損害を被った場合、上述のとおり賠償責任が発生せず、物流業者が賠償責任保険を付保していても補償されない可能性があります。

一方、貨物の所有者を被保険者とする保険（物保険）では、物流業者の賠償責任の有無を問わず、保険条件に従い補償可否を判断するため、オール・リスク条件であれば風水災は基本的に補償の対象となります。

つまり、台風・集中豪雨のような風水災による損害への備えとして貨物保険を手配するのであれば、選択する保険は物保険であることが重要なポイントとなります。

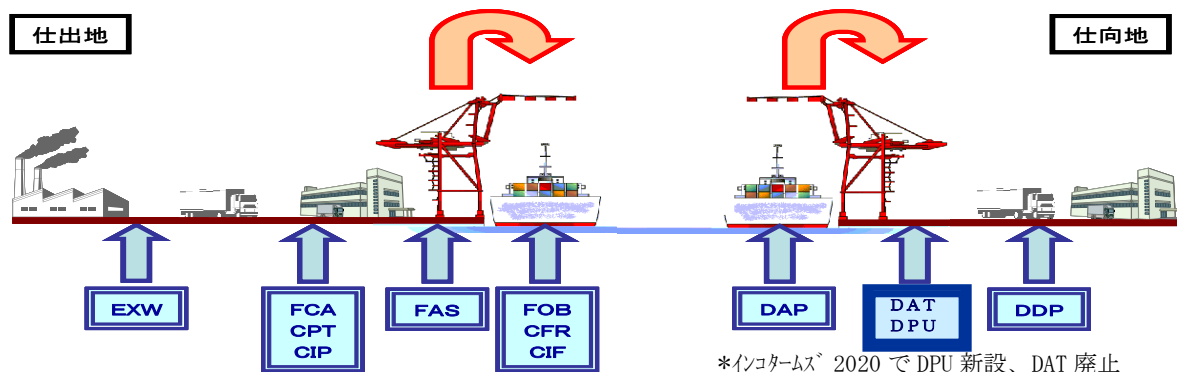
#### 5. おわりに・・・防災対策に加え、被災に備えた当事者間での責任範囲明確化と適切な対策を

近年のような甚大な風水災はもはや想定外とは言えない状況となっており、物流に携わる皆さまには、今後これらと同等以上の災害を想定した備えが求められるものと存じます。については防災対策の再確認に加え、万一の被災に備え以下の点についても台風シーズン到来前に確認・対策しておくことをお勧めいたします。

- 荷主／物流業者間、出／受荷主間で危険負担範囲を明確にし、認識を共有する。
- 保険を手配する（している）場合は、自身の危険負担に応じた過不足無い内容にしておく。
  - ・・・風水災による損害を賠償責任の有無に拘わらず補償したい場合は物保険の手配をお勧めいたします。

<参考：インコタームズ2010・2020における危険の移転時期>

**\* 下記は一例であり、実際の危険の移転時期は個別の売買契約により異なりますが、出／受荷主間で共通認識を持つことが肝要です。**



#### ※留意事項

「海上および内陸水路輸送のための規則」である FAS・FOB・CFR・CIF 規則を、航空貨物や複合運送等でコンテナターミナルで運送人に引渡される貨物に使用することは相応しく無く、それぞれ FCA・CPT・CIP 規則の採用が望ましいと思われれます。

<参考文献>

・2019年3月4日 日刊 Cargo 物流総合紙

以上